

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年4月17日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

花見堂複合施設運営プレ会議運営業務委託

(2) 業務内容

会議の運営

会場の確保を除く事前準備・会場設営・開催当日に必要な物品の準備。

ワークショップ形式の進行・後片付け。

開催を周知するためのお知らせ、開催結果を周知するためのニュース(A4両面程度を想定)の原稿作成。

開催前区との事前打ち合わせ及び必要に応じて一部地域住民との打ち合わせ。

令和2年度

1) 施設運営組織のプレ会議の運営

令和元年度実施した「活用推進ミーティング」を施設運営組織の「プレ会議」と位置付けて発足させる。3~4回程度を想定、1回の参加者20~40人程度。

【課題】

施設の設立趣旨等を表現した「憲章」の検討や施設利用のルールづくり

旧花見堂小学校の学校開放(校庭・体育館)利用団体、代田南地区会館、代田南児童館活動グループの利用スケジュール等の整理

施設名称公募準備

2) 参加型ワークショップの計画と実施

施設開設に向け検討会議だけではなく、地域住民が参加できるワークショップ等を企画・実施する。(1~2回程度を想定)

【例示】

令和3年度中に下記イベントを実施する準備として参加型ワークショップを行う。

施設開設時前後に施設運営組織のオープニングイベント等の企画・準備

代田南児童館、代田南地区会館の閉館イベント(お別れ会)の検討

令和3年度

1) 施設運営組織の準備会

体制づくり(組織)

施設利用調整の方法検討

オープニングイベント・閉館イベントの企画・実施

2) 運営体制の本格始動

並走支援

(3) 履行期間（期限）

契約の日から令和4年3月25日まで

令和2年度の履行期限は令和3年3月27日まで

（委託契約は年度ごとに行い、令和2年度の履行内容が良好と認められること、令和3年度予算が区議会で議決されることを条件として、令和3年度の契約を行う。）

2. 参加資格要件

企画提案書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）による措置を現にうけないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (3) 世田谷区から指名停止および入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (6) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
- (7) 平成27年度以降に住民参加を主体としたファシリテーション業務の受託実績があること。

3. 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

4. 質問

質問締切：令和2年5月13日（水）

質問回答：令和2年5月15日（金）

5. 企画提案書の特定

参加資格が確認できた者に対して選考を行い、審査結果の評価合計点が第1順位の提案者を委託先の第一候補者として特定する。

6. 企画提案書を特定するための評価基準

審査の項目	審査の視点
A 実績	同種業務実績が十分か 地域精通度があるか
B メインに従事する ファシリテーター の資格・業務実績	同種業務実績が十分か 地域精通度があるか

	建設に関する知識があるか
--	--------------

C 提案内容	業務の目的・内容の理解度が高いか 業務の特性、目的を適切に把握した提案となっているか （着眼点、課題の明確化、解決方法等） 実現性と説得力のある提案となっているか
D 資料作成能力	提案内容がわかりやすくなっているか 見せ方として構成が効果的か
E 業務実施体制	的確な業務分担になっているか 区の予算額に対し、動員計画・業務分担に妥当性があるか
F スケジュール	業務目的実現のため適切なスケジュールとなっているか 業務量の整合が取れているか

7. 手続き等

(1) 担当部課

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18

世田谷区北沢総合支所地域振興課 担当 渡邊・後藤

電話：03-5478-8045 / FAX：03-5478-8004

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期間 令和2年4月17日(金)～令和2年5月1日(金) 午前9時～午後5時

(土曜・日曜・祝休日を除く)

2) 場所及び方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

[区トップページ](#) [北沢](#) 「花見堂複合施設運営プレ会議運営業務委託」プロポーザルを実施します

上記(1)にて窓口配布(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

1) 期限 令和2年5月1日(金) 午後5時必着

2) 場所 上記(1)に同じ。

3) 方法 持参または郵送(書留または配達記録郵便)による。

(4) 企画提案書の提出期限並びに場所及び方法

1) 期限 令和2年5月28日(木) 午後5時必着

2) 場所 上記(1)に同じ。

3) 方法 持参または郵送(書留または配達記録郵便)による。

8. その他

- (1) 本件に関する説明会は実施しない。
- (2) 提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。なお、提出された提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得ることとする。
- (5) 提案書提出後においては、原則として提案書に記載した内容の変更を認めない。
- (6) 区は提案書の内容に拘束されないものとする。選定後、契約内容の仕様については区と選定事業者双方の協議により定める。
- (7) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (8) 区は、選定した事業者について契約締結が不相当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。
- (9) 当該案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区が公表できることとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 契約保証金 免除
- (12) 契約書作成の要否 要
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 「7. 手続き等(1)」あて
- (14) 応募に当たり、知り得た情報については守秘義務を遵守すること。
- (15) この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を通知し、協議を申し出ること。